

森林資源量調査効率化事業実施要領

令和4年4月1日付け森活第252号
一部改正 令和6年3月29日付け森活第799号

第1 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、適切な森林管理による二酸化炭素吸収量をクレジット化して取引する取組みが急速に広がっている。本事業は、ICTを始めとした新技術を活用して森林資源量調査に取り組む企業・団体を支援し、クレジット認証取得の促進を図ることを目的とする。

その取扱いは、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日府地創第414号他）、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「県要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

1 補助事業者

本事業の補助事業者は、県要綱別表第1に定める者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 森林を自ら所有又は委託契約・信託等により森林を管理する権限を有すること。
- (2) ICT、IoTなどの新技術を活用した森林資源量調査に取り組むこと。
- (3) 10ha以上の森林でクレジットの認証取得に取り組むこと。
- (4) クレジット認証取得に必要な申請を、補助事業完了の翌年度から起算して、3年以内に行うこと。（なお、既にクレジット認証取得に必要な申請を行った補助事業者は、当要件を満たすものとする。）

2 補助対象経費

ICT、IoTなどの新技術を活用した森林資源量調査の外部委託に要する経費、及び森林資源量調査に係るICT機器のレンタルに要する経費とする。

3 補助率

補助対象経費（消費税を除く）の1/2以内とする。

第3 実施計画書の提出

補助事業者は、実施計画書（別記第1号様式）を作成し、知事へ提出する。

第4 事業の内示

知事は、実施計画書の内容を審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、補助事業者に通知する。

第5 補助金の交付申請

補助事業者は、事業の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金交付申請書（県要綱第1号様式）に第10の1に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

第6 補助金の交付決定

知事は、補助金交付申請書の内容を審査し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を補助事業者に通知するものとする。

第7 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、県要綱第5条第3項の規定による変更承認申請書（県要綱第3号様式）に事業変更計画書（別記第5号様式）及び説明資料を付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、軽微な変更が生じた場合は、軽微変更届（別記第3号様式）に説明資料を付して、知事に提出しなければならない。

第8 実績報告書の提出

- 1 補助事業者は、補助事業完了後、規則第13条に基づく実績報告書（県要綱第6号様式）に第10の2に定める書類を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、確認要領に基づき事業内容の確認を行うものとする。

第9 補助金額の確定

知事は、第8の2の確認の結果、事業内容が適正であると認めるときは、規則第14条に規定する額の確定を行うとともに、補助金額の確定通知書（別記第4号様式）を補助事業者に通知するものとする。

第10 補助金交付申請書等の添付書類

- 1 県要綱第4条に定める交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第5号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第6号様式）
- 2 県要綱第8条に定める実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（別記第5号様式）
 - (2) 収支決算書（別記第6号様式）
 - (3) 事業内容のわかる書類（成果物の写し等）
 - (4) クレジット認証取得のために申請した書類の写し（本事業完了までに申請した場合に限る。）

第11 事業着手の制限

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、当該年度内において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、補助事業者は、あらかじめその旨を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

第12 取組成果の報告等

- 1 補助事業者は、県が主催する成果報告会等に協力するものとする。
- 2 補助事業者は、本事業完了までにクレジット認証取得に必要な申請がなされない場合は、補助事業完了の翌年度から起算して3年間、毎年度末までにクレジット認証取得状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。なお、クレジット認証取得に必要な申請をした場合は、速やかにその写しを知事に提出するものとし、以降のクレジット認証取得状況報告書（別記第8号様式）は提出不要とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。